

# 確定申告・税の申告についてのお知らせ

## 市役所での確定申告について

1月1日現在、市内に居住し次の条件に当てはまる人は、市役所でも申告を受け付けます。

### ●対象者

次全てに当てはまる人  
◇70歳以上（令和8年1月1日現在）

◇所得が次のいずれか

- ①給与収入のみ
- ②雑所得のみ（公的年金等、業務、その他）
- ③①と②両方の人

※70歳以上であっても、次のような所得がある人は、市役所では受け付けできません。

◇保険契約の満期や解約に伴う一時所得

◇上場株式等の配当所得や譲渡所得

◇事業所得や不動産所得など

●期間 2月16日(月)～26日(木)（土・日曜日、祝日を除く）

●時間 午前9時～午後3時半

●会場 市役所新館3階 322会議室

## 年金申告不要制度について

次の全てに当てはまる場合は、確定申告は不要です。

◇公的年金等の収入金額が400万円以下

◇公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下

## 確定申告は、自宅からe-Taxで送信!

スマートフォン・パソコンで自宅から確定申告を作成・送信できます。

作成コーナー

検索



## 税の申告に利用できる証明

国民健康保険税・介護保険料・

後期高齢者医療保険料

□座振替を利用している人

納付額通知書

納付書で納めている人

令和7年中の領収印のある領

収証書または納付額通知書

年金から特別徴収されている人

公的年金の源泉徴収票または

納付額通知書

※納付額通知書は1月16日(金)に郵送済

## 国民年金保険料

令和7年中に納付した国民年金保

険料控除証明書（令和7年10月24日

～11月上旬に日本年金機構から郵送）

※初めて保険料を納付した日が昨

年10月1日以降の人は、令和8

年2月上旬に郵送

## 固定資産税（不動産収入がある人）

令和7年度固定資産税・都市計画

税の課税資産明細書

## 領収証書などを紛失した人へ

領収証書や課税資産明細書を紛失

したときは、納付額通知書などを市

役所で交付します（国民年金保険料を除く）。

## ●問い合わせ先

◇市県民税と申告

市税課市民税担当

☎(580)1828

◇国民健康保険税・介護保険料・

後期高齢者医療保険料の納付額

納税課納税管理担当

☎(580)1832

◇固定資産税

市税課固定資産税担当

☎(580)1829

◇国民年金保険料

日本年金機構

☎0570(003)004

南福岡年金事務所

☎(552)6112

来庁の際は、できる限り公共交通機関を利用してください。

（仮称）防災危機管理センター建設工事のため、市役所駐車場の利用台数が大幅に制限されています。

